

様式第 1 (第 5 条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣 (都道府県知事) 殿

届出者 (ふりがな) 住所 〒
 (ふりがな) 氏名 (印)
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな) 事業者の名称	-----	
	前回の届出における名称	-----	
	(ふりがな) 事業所の名称	-----	
	前回の届出における名称	-----	
	所在地	〒	都道府県
(ふりがな)	-----		
事業所において常時使用される従業員の数			
事業所において行われる事業が属する業種	業 種 名		業種コード
	うち主たるもの	-----	-----
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号 1 ~ のとおり	
本届出が法第 6 条第 1 項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに をすること)		1 . 有 2 . 無	
担当者 (問い合わせ先)	部 署	-----	
	(ふりがな) 氏 名	-----	
	電話番号	-----	
受理日	年 月 日	整理番号	-----

- 備考
- 1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
 - 2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 - 3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年 4 月 1 日現在 (前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日) における当該事業所の人数を記載すること。
 - 4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、次欄以降にその他の業種を記載すること。
 - 5 法人にあっては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 - 6 の欄には、記載しないこと。
 - 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 8 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあってはその代表者) が署名することができる。

別紙番号	
------	--

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称							
第一種指定化学物質の号番号						単位（該当するものに をすること）	1 . kg 2 . mg-TEQ
排出量	イ 大気への排出						
	ロ 公共用水域への排出					排出先の河川、湖沼、海域等の名称	
	ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外）						
	ニ 当該事業所における埋立処分					埋立処分を行う場所（該当するものに をすること）	1 . 安定型 2 . 管理型 3 . 遮断型
移動量	イ 下水道への移動						
	ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）						
整理番号							

- 備考
- 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 - 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
 - 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称（令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名）及び号番号を記載すること。
 - 4 排出量及び移動量の単位は、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については「kg」、ダイオキシン類については「mg-TEQ」を選択すること。
 - 5 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 - 6 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 - 7 の欄には、記載しないこと。

様式第 2 (第 8 条関係)

受 理 日	年 月 日
整 理 番 号	
結 果	
決 定 番 号	

対応化学物質分類名への変更の請求書

年 月 日

主務大臣 殿

(ふりがな)
 申請者 住 所 〒
 (ふりがな)
 氏 名 (印)
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、次の第一種指定化学物質の名称について、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、対応化学物質分類名によって経済産業大臣及び環境大臣に通知することを請求します。

第一種指定化学物質の名称			
号 番 号			
対応化学物質分類名	第		分類 ()

なお、本請求については、以下のとおり、昨年度以前に同様の請求を行い認められた実績があります。

決 定 番 号																				

(理由)

別紙のとおり、申請者においては、当該第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないもの(以下「秘密情報」といいます。)に該当すると考えられます。

- 備考
- 1 の欄には、記載しないこと。
 - 2 号番号の欄には令別表第一における該当する号の番号を記載し、対応化学物質分類名の欄には規則別表における該当する名称を記載すること。
 - 3 「決定番号」欄には、請求が認められた際に主務大臣から通知された番号を記載すること。また、認められた実績がない場合は記載しないこと。
 - 4 別紙中の各項目について、事実を証する書類を添付すること。
 - 5 請求書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 6 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

(別紙)

第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が秘密情報に該当する理由

1. 第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、秘密とされる情報が他の事業者等に知られてしまう可能性があることの証明
イ. 第一種指定化学物質が含有される製品の構成、第一種指定化学物質が使用される形態及び秘密とされる情報の詳細
ロ. 請求に係る事業所において製造・加工する製品及び化学物質を取り扱う工程等の状況
ハ. その他、第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、当該情報が他の事業者等に知られてしまう特段の事情
2. 秘密として管理されていることの証明
イ. 秘密とされる情報を含む書面等を秘密と分かるように適切に管理していることの証明
ロ. 従業員等が当該情報を適切に管理する体制を整備していることの証明
ハ. 従業員等以外の者が当該情報を扱う場合、秘密保持契約の締結等の措置を講じていることの証明

3 . 生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であることの証明

イ . 秘密とされる情報が事業活動に役立つ技術上の価値を持つと客観的に認められることの証明

ロ . 当該情報が他の事業者等に知られると、請求事業者の競争上の地位が直接に害されると想定されることの証明

4 . 公然と知られていないことの証明

イ . 秘密とされる情報が、文献による公表又は特許の取得等によって既に一般に公開されている場合は、その状況

ロ . 法令や条例に基づき、当該情報が開示されたことがある場合は、その状況

(根拠法令名) : (開示決定年月日) : 年 月 日

ハ . その他、当該情報が分析等により容易に入手可能な状態に置かれていないことの証明

受 理 日	年 月 日
整 理 番 号	
結 果	
決 定 番 号	

対応化学物質分類名の維持の請求書

年 月 日

主務大臣 殿

申請者 (ふりがな) 住 所 〒
 (ふりがな) 氏 名 (印)
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第6条第8項の規定により、次の対応化学物質分類名を維持することを請求します。

第一種指定化学物質の名称			
号 番 号			
対応化学物質分類名	第		分類 ()

決 定 番 号																				

(理由)

別紙のとおり、申請者においては、当該第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないもの（以下「秘密情報」といいます。）に該当すると考えられます。

- 備考
- 1 の欄には、記載しないこと。
 - 2 号番号の欄には令別表第一における該当する号の番号を記載し、対応化学物質分類名の欄には、規則別表における該当する名称を記載すること。
 - 3 「決定番号」欄には、請求が認められた際に主務大臣から通知された番号を記載すること。
 - 4 別紙中の各項目について、事実を証する書類を添付すること。
 - 5 請求書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 6 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

(別紙)

第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が秘密情報に該当する理由

1. 第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、秘密とされる情報が他の事業者等に知られてしまう可能性があることの証明
イ. 第一種指定化学物質が含有される製品の構成、第一種指定化学物質が使用される形態及び秘密とされる情報の詳細
ロ. 請求に係る事業所において製造・加工する製品及び化学物質を取り扱う工程等の状況
ハ. その他、第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、当該情報が他の事業者等に知られてしまう特段の事情
2. 秘密として管理されていることの証明
イ. 秘密とされる情報を含む書面等を秘密と分かるように適切に管理していることの証明
ロ. 従業員等が当該情報を適切に管理する体制を整備していることの証明
ハ. 従業員等以外の者が当該情報を扱う場合、秘密保持契約の締結等の措置を講じていることの証明

3 . 生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であることの証明

イ . 秘密とされる情報が事業活動に役立つ技術上の価値を持つと客観的に認められることの証明

ロ . 当該情報が他の事業者等に知られると、請求事業者の競争上の地位が直接に害されると想定されることの証明

4 . 公然と知られていないことの証明

イ . 秘密とされる情報が、文献による公表又は特許の取得等によって既に一般に公開されている場合は、その状況

ロ . 法令や条例に基づき、当該情報が開示されたことがある場合は、その状況

(根拠法令名) : (開示決定年月日) : 年 月 日

ハ . その他、当該情報が分析等により容易に入手可能な状態に置かれていないことの証明

様式第 5 (第 12 条 関 係)

電子情報処理組織変更 (廃止) 届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

届出者 (ふりがな) 住 所 〒
(ふりがな) 氏 名 (印)
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

識別番号	
------	--

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第 12 条第 3 項の規定により、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を変更 (廃止) することとなりましたので、届け出ます。

1 . 変更の内容

2 . 変更 (廃止) の年月日

- 備考
- 1 本届出書は、届出等に使用する通信用電話番号ごとに作成すること。
 - 2 該当事項がない欄は、記載しないこと。
 - 3 届出書の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 4 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあってはその代表者) が署名することができる。

受 理 日	年 月 日
整 理 番 号	

磁気ディスク提出票

年 月 日

主 務 大 臣
殿
都 道 府 県 知 事

(ふりがな)
提出者 住 所 〒
(ふりがな)
氏 名 (印)
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

担当者 部 署
(問い合わせ先) (ふりがな)
氏 名

電話番号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 5 条第 2 項の規定による届出(第 6 条第 1 項の規定による請求)(第 6 条第 8 項の規定による請求)に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項(及び事実を証する情報)を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 磁気ディスクに記録された事項
2. 磁気ディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 宛先の欄には、法第 5 条第 2 項の規定による届出にあっては都道府県知事、法第 6 条第 1 項又は第 8 項の請求にあっては主務大臣を記載する。
 - 2 「磁気ディスクに記録された事項」の欄には、磁気ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
 - 3 「磁気ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出(又は請求)の際に本票に添付されている磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載する。
 - 4 該当事項がない欄は、記載しないこと。
 - 5 提出票の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 6 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。